

# 行政処分基準等を改正する通達案に関する意見募集について

令和3年2月13日  
国 土 交 通 省  
自 動 車 局

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告される件数は増加傾向にあり、また、報告中、運行の中止等、交通事故に至らなかつた事案が大半を占めているが、運転中に操作不能となったものが約2割にのぼっております。

道路運送法第27条第2項及び貨物自動車運送事業法第17条第2項の規定により、「事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。」とされておりますが、必ずしも遵守されていない事例があるものと考えることから、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加する改正を行います。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から当該検討内容に対するご意見を募集いたします。

## ＜意見募集要領＞

### 1. 意見募集対象

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正（通達改正）

### 2. 資料入手方法

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- ② 国土交通省自動車局安全政策課において配布

### 3. 意見募集期間

令和3年2月13日（土）～令和3年3月14日（日）（必着）

### 4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承願います。

#### ① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

**② 電子メール**

メールアドレス hqt-jidosaannseikouhou@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

**③ FAX**

FAX番号 03-5253-1638

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

**④ 郵送の場合**

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

**5. 留意事項**

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせて頂きます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させて頂きます。

**6. お問い合わせ先**

国土交通省自動車局安全政策課 倉持・鎌塚・木村

電話番号（直通） 03-5253-8566

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41633）

国土交通省自動車局旅客課 武笠・佐藤

電話番号（直通） 03-5253-8572

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41273）

国土交通省自動車局貨物課 一瀬・原田・小田島

電話番号（直通） 03-5253-8576

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41334）

(意見提出様式)

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 あて

行政処分基準等の一部を改正する通達案の制定に対する意見

氏名 (フリガナ)	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	

## 「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正について

令和3年2月  
国土交通省自動車局

### I. 背景

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告される件数は増加傾向にある。また、報告中、運行の中止等、交通事故に至らなかった事案が大半を占めているが、運転中に操作不能となったものが約2割にのぼっている。

道路運送法第27条第2項及び貨物自動車運送事業法第17条第2項の規定により、「事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。」とされているところであるが、必ずしも遵守されていない事例があるものと考えられる。

以上のような状況を踏まえ、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することとする。

### II. 改正概要

以下の違反を新たに行政処分の対象に追加する。

#### ・未受診者による健康起因事故が発生したもの（注1）（注2）

初違反 40日車 再違反 80日車

（注1） 健康起因事故とは、当該運転者が、脳疾患、心臓疾患および意識喪失により生じた重大事故をいう。

（注2） 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合などに適用する。

#### ＜参考＞現行の行政処分の基準

##### 1 疾病、疲労等のおそれのある乗務

① 未受診者1名 初違反：警告 再違反：10日車

② 未受診者2名 初違反：20日車 再違反：40日車

③ 未受診者3名以上 初違反：40日車 再違反：80日車

##### 2 疾病、疲労等による乗務 初違反：80日車 再違反：160日車

##### 3 薬物等使用乗務 初違反：100日車 再違反：200日車

### III. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：令和3年3月中

通達施行：令和3年4月1日